

覚書

茨城県立図書館長 (以下、「甲」という。) と (以下、「乙」という。) は、茨城県立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱 (以下「要綱」という。) 及び茨城県立図書館雑誌スポンサー制度事務取扱要領 (以下「要領」という。) に基づく雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

(提供雑誌)

第1条 乙は、甲に次の雑誌を提供し、その購読代金を負担する。

提供雑誌名

(雑誌の提供期間)

第2条 甲が乙に雑誌を提供する期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、雑誌の提供期間満了の2ヶ月前までに、甲乙いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

2 広告を掲出する場合、広告の掲出期間は第1項の雑誌の提供期間と同様とする。

(雑誌スポンサーの責務)

第3条 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保証するものとする。

2 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(定めのない事項に関する疑義)

第4条 本覚書及び要綱、要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 茨城県水戸市三の丸1-5-38
茨城県立図書館
館長

印

乙 住所

印